

○内閣府令第六十八号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第二項（同法第五条の四第三項、第七条の第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項（同法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）、第四条の三（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第七条の三第四項、第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第四項（同法第九条の九第二項において準用する場合を含む。）並びに第九条の十三第一項、同法第九条の十三第三項において準用する同法第七条第二項及び第三項並びに同法第十条の五の二、第二十一条の二、第三十条の二及び第三十条の三並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十一条第一項及び第三十三条第一項第二号ロの規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令

(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第五条の二(第十一条の六第二項)を「第十三条(第四十三条第二項)に、「第十一条の十の二、第十一条の二十の二(第十一条の三十三)を「第四十八条、第六十条(第七十三条)に、「第十二条の二又は第十五条の二」を「第八十七条又は第九十三条」に改め、同条を第百十八条とする。

第二十八条中「第五条の四第二項」の下に「、第五条の五第二項」を加え、「若しくは第九条の十第二項」を「、第九条の十第二項、第九条の十三第二項若しくは第九条の十四第二項」に改め、「合格証明書」の下に「、技能講習修了証明書」を加え、「若しくは練習資格認定証」を「、練習資格認定証、年少射撃資格認定証若しくは年少射撃資格講習修了証明書」に改め、同条を第百十七条とする。

第二十七条を削る。

第二十六条第二項中「別記様式第二十二号」を「別記様式第九十号」に改め、同条を第百十六条とする。

第二十五条の二中「第十一条の五の五」を「第四十二条」に改め、同条を第百十五条とする。

第二十五条中「別記様式第二十一号」を「別記様式第八十九号」に改め、同条を第百十四条とする。

第二十四条中「別記様式第二十号」を「別記様式第八十八号」に改め、同条を第百十三条とする。

第二十三条中「別記様式第十八号」を「別記様式第八十六号」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第八十七号」に改め、同条を第百十二条とする。

第二十二条中「別記様式第十七号」を「別記様式第八十五号」に改め、同条を第百十一条とする。

第二十一条を第百十条とする。

第二十条の二中「第十一条の五の五」を「第四十二条」に改め、同条を第百九条とする。

第二十条を第百八条とする。

第十九条中「別記様式第十二号の三の四」を「別記様式第四十一号」に改め、同条を第百七条とする。

第十八条第一項中「別記様式第十五号」を「別記様式第八十三号」に改め、同条第二項中「別記様式第十六号」を「別記様式第八十四号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第百六条とする。

第十七条の四を第百五条とする。

第十七条の三第二項中「別記様式第十四号の四」を「別記様式第八十一号」に、「別記様式第十四号の

五」を「別記様式第八十二号」に改め、同条を第百四条とする。

第十七条の二第二項及び第三項中「別記様式第十四号の四」を「別記様式第八十一号」に改め、同条を第百三条とする。

第十七条を第百二条とする。

第十六条の四第一項及び第二項中「別記様式第十四号の三」を「別記様式第八十号」に改め、同条を第百一条とする。

第十六条の三を第百条とする。

第十六条の二の四中「別記様式第十二号の三の四」を「別記様式第四十一号」に改め、同条を第九十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（確認又は許可証の提示の方法）

第九十九条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。以下同じ。）が法第三条第一項第二号の二、第四号

の四、第四号の五、第八号又は第十二号に該当することを確認する場合 次のいずれかによる方法

イ 譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に掲げる銃砲又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類」という。）を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書（以下「証明書類」と総称する。）（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）の行う運送を利用することにより特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場

合（ハに掲げる場合を除く。）にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

ハ 譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行った日から三年を経過する日前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合 次のいずれかによる方法

イ 譲受人等に対して銃砲又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該譲受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足るものにより確認させる方法

第十六条の二の三中「別記様式第十四号の二の三」を「別記様式第七十九号」に改め、同条を第九十七

条とする。

第十六条の二の二中「別記様式第十四号の二の二」を「別記様式第七十八号」に改め、同条を第九十六条とする。

第十六条の二中「別記様式第十四号の二」を「別記様式第七十七号」に改め、同条を第九十五条とする。

第十六条中「別記様式第十四号」を「別記様式第七十六号」に改め、同条を第九十四条とする。

第十五条の二を第九十三条とする。

第十五条第二号ハ中「別記様式第十三号」を「別記様式第七十五号」に改め、同条を第九十二条とする。

第十四条第一項及び第二項中「別記様式第十二号の二十」を「別記様式第七十三号」に改め、同条第四

項中「別記様式第十二号の二十一」を「別記様式第七十四号」に改め、同条を第九十一条とする。

第十三条中「第七条の二第一号」を「第三十四条第一号」に改め、同条を第九十条とする。

第十二条の三を第八十九条とし、第十二条の二を第八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(帳簿)

第八十八条 法第十条の五の二の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に

定める事項とする。

一 実包を製造した場合 製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日

二 実包を譲り渡した場合 譲り渡した実包の種類及び数量、譲り渡した年月日並びに相手方の住所及び氏名

三 実包を譲り受けた場合 譲り受けた実包の種類及び数量、譲り受けた年月日並びに相手方の住所及び氏名

四 実包を交付した場合 交付した実包の種類及び数量、交付した年月日並びに相手方の住所及び氏名

五 実包を交付された場合 交付された実包の種類及び数量、交付された年月日並びに相手方の住所及び氏名

六 実包を消費した場合 消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所

七 実包を廃棄した場合 廃棄した実包の種類及び数量並びに廃棄した年月日

2 法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、法第十条の五の二に規定する帳簿に当該実包の数量を疎明す

る書面を添付しなければならない。

3 法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、法第十条の五の二の帳簿を、最終の記載をした日から三年間保存しなければならない。

第十二条を第八十六条とし、第十一条の三十五を第八十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保管の委託を要しないこととなる空気銃の数）

第八十五条 令第三十三条第一項第二号ロの内閣府令で定める空気銃の数は、二丁とする。

第十一条の三十四中「別記様式第十二号の十九の八」を「別記様式第六十五号」に改め、同条を第七十四条とし、同条の次に次の九条を加える。

（年少射撃資格認定申請書）

第七十五条 法第九条の十三第一項の規定により認定を受けようとする者は、別記様式第六十六号の年少射撃資格認定申請書二通を提出するものとする。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）

第七十六条 法第九条の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

一 申請人の写真二枚

二 戸籍抄本及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）

三 法第五条第一項第二号から第十八号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証

明書

五 第十二条第一項の規定により交付を受けた推薦書

六 申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の同意書

2 同時に複数の年少射撃資格認定申請書を提出する場合において、法第九条の十三第一項の規定により提出することとされる前項第二号から第六号までに掲げる添付書類のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの年少射撃資格認定申請書のいずれかに添付すれば足りる。

3 法第九条の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提

示しなければならない。

一 第八十二条に掲げる年少射撃資格講習修了証明書

二 次条に掲げる年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

三 申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

（年少射撃資格認定証の様式）

第七十七条 法第九条の十三第二項の年少射撃資格認定証は、別記様式第六十七号のとおりとする。

（年少射撃資格認定証の亡失、盗難、滅失又は記載事項の変更の届出）

第七十八条 第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者について準用する。この場合において、第三十二条中「種類、番号及び発行年月日」とあるのは「番号及び発行年月日」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と読み替えるものとする。

（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十九条 第三十三条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十三条第一項中「別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十八号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（年少射撃資格認定証の再交付の申請）

第八十条 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の再交付を受けようとする者は、別記様式第六十九号の年少射撃資格認定証再交付申請書二通に当該申請人の写真二枚を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（年少射撃資格の認定のための講習会）

第八十一条 法第九条の十四第一項の年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第七十号の年少射撃資格講習受講申込書二通に当該申込人の写真二枚を添えて、住所地を管轄

する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(年少射撃資格講習修了証明書の様式)

第八十二条 法第九条の十四第二項の年少射撃資格講習修了証明書は、別記様式第七十一号のとおりとする。

(年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

第八十三条 第二十二條の規定は、法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により年少射撃資格講習修了証明書の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十二條中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第七十二号の年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。

第十一条の三十三中「第十一条の二十及び第十一条の二十の二」を「第五十九条及び第六十条」に、「第十一条の二十第二号ハ」を「第五十九条第二号ハ」に、「別記様式第十二号の十六」を「別記様式第十五号」に、「別記様式第十二号の十九の七」を「別記様式第六十四号」に、「第十一条の二十の二」を「第六十条」に、「第十一条の三十三」を「第七十三条」に、「第十一条の二十第二号ニ」を「第五

十九条第二号ニ」に改め、同条を第七十三条とする。

第十一条の三十二中「第十一条の十九」を「第五十八条」に改め、同条を七十二条とする。

第十一条の三十一を第七十一条とする。

第十一条の三十中「第六条の六」を「第二十二条」に、「別記様式第七号の五」を「別記様式第二十一号」に、「別記様式第十二号の十九の六」を「別記様式第六十三号」に、「を添えなければ」を「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」に、「外国人登録証明書」を「外国人登録証明書の写し」に改め、「を添え（外国人登録証明書又はこれに類する書類については提示し）なければ」を削り、同条を第七十条とする。

第十一条の二十九中「別記様式第十二号の十九の五」を「別記様式第六十二号」に改め、同条を第六十九条とする。

第十一条の二十八中「第十一条の十六」を「第五十四条」に改め、同条を第六十八条とする。

第十一条の二十七中「第十一条の十五」を「第五十三条」に、「別記様式第十二号の十の」を「別記様式第四十八号の」に、「別記様式第十二号の十九の四」を「別記様式第六十一号」に改め、同条を第六十

七条とする。

第十一条の二十六中「第十一条の十四」を「第五十二条」に、「別記様式第十二号の九」を「別記様式第四十七号」に、「別記様式第十二号の十九の三」を「別記様式第六十号」に改め、同条を第六十六条とする。

第十一条の二十五中「第十一条の十三」を「第五十一条」に、「別記様式第十二号の八」を「別記様式第四十六号」に、「別記様式第十二号の十九の二」を「別記様式第五十九号」に改め、同条を第六十五条とする。

第十一条の二十四中「第十一条の十二」を「第五十条」に、「別記様式第十二号の七」を「別記様式第四十五号」に、「別記様式第十二号の十九」を「別記様式第五十八号」に改め、同条を第六十四条とする。

第十一条の二十三中「第十一条の十」を「第四十七条」に改め、同条を第六十三条とする。

第十一条の二十二中「別記様式第十二号の十八」を「別記様式第五十七号」に改め、同条を第六十二条とする。

第十一条の二十一中「別記様式第十二号の十七」を「別記様式第五十六号」に改め、同条を第六十一条

とする。

第十一条の二十の二を第六十条とする。

第十一条の二十第二号ハ中「別記様式第十二号の十六」を「別記様式第五十五号」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条の十九第一項中「別記様式第十二号の十四」を「別記様式第五十三号」に、「第十二号の十五」を「別記様式第五十四号」に改め、同条を第五十八条とする。

第十一条の十八中「別記様式第十二号の十三」を「別記様式第五十二号」に改め、同条を第五十七条とする。

第十一条の十七の二中「第六条の六」を「第二十二条」に、「別記様式第七号の五」を「別記様式第二十一号」に、「別記様式第十二号の十二の二」を「別記様式第五十一号」に、「を添えなければ」を「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類)」に、「外国人登録証明書」を「外国人登録証明書の写し」に改め、「を添え(外国人登録証明書又はこれに類する書類については提示し)なければ」を削り、同条を第五十六条とする。

第十一条の十七中「別記様式第十二号の十二」を「別記様式第五十号」とし、同条を第五十五条とする。
第十一条の十六中「第十一条の十二」を「第五十条」に、「別記様式第十二号の十一」を「別記様式第四十九号」に改め、同条を第五十四条とする。

第十一条の十五中「別記様式第十二号の十」を「別記様式第四十八号」に改め、同条を第五十三条とする。

第十一条の十四中「別記様式第十二号の九」を「別記様式第四十七号」に改め、同条を第五十二条とする。

第十一条の十三中「別記様式第十二号の八」を「別記様式第四十六号」に改め、同条を第五十一条とする。

第十一条の十二中「別記様式第十二号の七」を「別記様式第四十五号」に改め、「(第一号括弧書に掲げるものについては、提示し)」を削り、同条第一号中「外国人登録証明書」を「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」に改め、同条を第五十条とする。

第十一条の十一を第四十九条とし、第十一条の十の二を第四十八条とし、第十一条の十を第四十七条と

する。

第十一条の九中「別記様式第十二号の六」を「別記様式第四十四号」に改め、同条を第四十六条とする。

第十一条の八中「別記様式第十二号の五」を「別記様式第四十三号」に改め、同条を第四十五条とする。

第十一条の七中「別記様式第十二号の四」を「別記様式第四十二号」に、「第五条第一項前段」を「第十二条第一項前段」に改め、同条を第四十四条とする。

第十一条の六第一項第三号中「第四条第一項第一号」の下に「、第四号又は第五号の二」を加え、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同条第二項中「第五条第一項前段」を「第十二条第一項前段」に、「第五条の二」を「第十三条」に、「第五条第四項」を「第十二条第四項」に、「空気銃の所持の許可を受けている者にあつては十八歳に、猟銃の所持の許可を受けている者」を「猟銃の所持の許可を受けている者（令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く。）」に改め、同条を第四十三条とする。

第十一条の五の五中「第十一条第十項」を「第十一条第十一項」に改め、同条を第四十二条とする。

第十一条の五の四中「第十一条第八項若しくは第九項」を「第十一条第九項若しくは第十項」に、「別

記様式第十二号の三の四」を「別記様式第四十一号」に改め、同条を第四十一条とする。

第十一条の五の三第一項中「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に、「別記様式第十二号の三の三」を「別記様式第四十号」に改め、同条第二項中「別記様式第十二号の三の三」を「別記様式第四十号」に改め、同条を第四十条とする。

第十一条の五の二中「第十一条第六項若しくは第七項」を「第十一条第七項若しくは第八項」に、「別記様式第十二号の三の二」を「別記様式第三十九号」に、「第十六条の二の三」を「第九十七条」に改め、同条を第三十九条とする。

第十一条の五の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第一項中「まつ消を」を「抹消を」に、「別記様式第十二号の三の許可事項まつ消申請書」を「別記様式第三十八号の許可事項抹消申請書」に改め、同条を第三十八条とする。

第十一条の四中「第八条第二項」の下に「（法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）」を、「規定により許可証」の下に「（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）」を加え、「別記様式第十二号の二」を「別記様式第三十七号」に改め、「当該許可証」の

下に「（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）」を加え、同条を第三十七条とする。

第十一条の三第一項中「最初に」の下に「同号の規定による」を加え、同条を第三十六条とする。

第十一条の二中「第四条」を「第九条」に、「十五日」を「一月」に改め、同条を第三十五条とする。

第十一条中「別記様式第十二号」を「別記様式第三十六号」に改め、同条を第三十四条とする。

第十条第一項中「別記様式第十一号」を「別記様式第三十五号」に改め、同条第二項及び第三項中「を添え」を削り、「外国人登録証明書」を「外国人登録証明書の写し」に、「を提示し」なければ「を」を添えなければ」に改め、同条を第三十三条とする。

第九条を第三十二条とする。

第八条中「別記様式第九号」を「別記様式第三十号」に、「別記様式第十号又は第十号の二」を「別記様式第三十一号又は第三十二号」に、「別記様式第十号の三又は第十号の四」を「別記様式第三十三号又は第三十四号」に改め、同条を第三十一条とする。

第七条中「第六条第二項」を「第二十四条第二項」に、「別記様式第八号」を「別記様式第二十九号」

に改め、同条を第三十条とする。

第六条の九中「第六条の六」を「第二十二条」に、「別記様式第七号の五」を「別記様式第二十一号」に、「別記様式第七号の八」を「別記様式第二十四号」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の四条を加える。

（技能講習）

第二十六条 法第五条の五第一項の講習を受けようとする者は、別記様式第二十五号の技能講習受講申込書二通に当該申込人の写真二枚を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（技能講習通知書）

第二十七条 令第二十一条第一項の規定による技能講習についての必要な事項の通知は、別記様式第二十六号の技能講習通知書を交付して行うものとする。

（技能講習修了証明書の様式）

第二十八条 法第五条の五第二項の技能講習修了証明書は、別記様式第二十七号のとおりとする。

（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）

第二十九条 第二十二條の規定は、法第五条の五第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十二條中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第二十八号の技能講習修了証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。

第六条の八中「別記様式第七号の七」を「別記様式第二十三号」に改め、同条を第二十四條とする。

第六条の七中「第五条の十一第一項」を「第二十条第一項」に、「別記様式第七号の六」を「別記様式第二十二号」に改め、同条を第二十三條とする。

第六条の六中「別記様式第七号の五」を「別記様式第二十一号」に改め、「戸籍抄本」の下に「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類)」を加え、同条を第二十二條とする。

第六条の五中「別記様式第七号の四」を「別記様式第二十号」に改め、同条を第二十一條とする。

第六条の四中「別記様式第七号の三」を「別記様式第十九号」に改め、同条を第二十条とする。

第六条の三第一項中「第五条の三第二項第二号及び第六条の四第三号」を「第九条第二項第二号及び第二十七條第三号」に、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同条第二項中「第五条の三第二項

第三号及び第六条の四第四号」を「第九条第二項第三号及び第二十七条第四号」に改め、同項第一号口中「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同条第三項中「第五条の三第二項第四号及び第六条の四第五号」を「第九条第二項第四号及び第二十七条第五号」に改め、同条第四項中「第五条の三第二項第五号及び第六条の四第六号」を「第九条第二項第五号及び第二十七条第六号」に改め、同条を第十九条とする。

第六条の二中「第四条の三第二項」を「第四条の四第二項」に、「別記様式第七号又は第七号の二」を「別記様式第十六号又は第十七号」に、「別記様式第七号の二の二」を「別記様式第十八号」に改め、同条を第十八条とする。

第六条第一項中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に、「第四条の二第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第十二号」に改め、同条第二項中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第五条の二を第十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

(認知機能検査)

第十四条 法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査（以下「認知機能検査」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 認知機能検査を行つている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること。

二 十六の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後に当該物の名称を記述させること。

三 時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること。

（認知機能の低下の状況を判断する基準）

第十五条 法第四条の三第二項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六以上であることとする。

$$7.731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項について、次に定めるところにより算出した数値の総和

-
- 一 記述された年と認知機能検査を行った時の年との差に相当する年数に十を乗じて得た数値（記述された元号が認知機能検査を行った時の元号と異なる場合にあつては、六十とする。）（ただし、算出する数値の上限は、六十とする。）
 - 二 記述された月と認知機能検査を行った時の月との差に相当する月数に五を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三十とする。）
 - 三 記述された日と認知機能検査を行った時の日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、十五とする。）
 - 四 記述された曜日と認知機能検査を行った時の曜日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三とする。）
 - 五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数を三十で除して得た数値（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）（ただし、算出する数値の上限は、五とする。）

B 第十四条第二号に掲げる方法により記述された物の名称が正しく記述された場合に当該正

しく記述された物の数に一を乗じて得た数値

C 第十四条第三号に掲げる方法により描かれた図画について、次に掲げるところにより算出した数値の総和

- 一 一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）
- 二 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一
- 三 一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一
- 四 二の針が描かれている場合には、一
- 五 指示された時が表示されている場合には、一
- 六 指示された分が表示されている場合には、一
- 七 指示された時及び分が表示されている場合であつて、時針が分針よりも短く描かれているときには、一

（認知機能検査の実施期間等）

第十六条 法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする者に対する認知機能検査は、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間に行うものとする。

2 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十九条の二第一項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一 法第四条の規定による許可を受けようとする者 当該許可に係る銃砲所持許可申請書を提出した日以後

二 法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする者 当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間

第五条第一項中「第二条第二項若しくは第三条第二項、第五条第二項又は第五条の七第二項」を「第三条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十八条第二項第一号若しくは第二号」に改め、「規定する者」の下に「（以下この条において「推薦者」という。）」を加え、「又は第五条の二第二項第一号若しくは第四項第二号」を「、第五

条の二第二項第一号、第三項第一号、第四項第二号若しくは第六項又は第九条の十三第一項」に、「別記様式第六号の二」を「別記様式第十五号」に改め、同条第二項中「令第二条第二項若しくは第三条第二項、第五条第二項又は第五条の七第二項に規定する者は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号又は第五条の二第二項第一号若しくは第四項第二号の規定による」を「推薦者は、前項の」に改め、同条第三項中「令第二条第二項若しくは第三条第二項、第五条第二項又は第五条の七第二項に規定する者は、法第四条第一項第四号若しくは第五号、第五条第一項第一号又は第五条の二第二項第一号若しくは第四項第二号の規定により」を「推薦者は、第一項の」に改め、同条第四項中「第五条第二項」を「第十一条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号」に、「空気銃又は猟銃の所持の許可」を「猟銃の所持の許可又は年少射撃資格の認定」に改め、「空気銃の所持の許可を受けている者にあつては十八歳に、」を削り、「猟銃の所持の許可を受けている者」の下に「（令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く。）」を加え、「第十一条の六第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

第四条の二第一項中「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に改め、同項第一号中「別記様式第

五号」を「別記様式第十二号」に改め、同項第二号中「別記様式第五号の二」を「別記様式第十三号」に改め、同項中第十号を第十四号とし、第七号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第五号に掲げる者」の下に「法第四条第一項第五号の二に掲げる者のうち第五条の二第六項の政令で定める者から推薦された者」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、「第五条の二第二項第一号」の下に「若しくは第三項第一号」を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 法第四条第一項第四号若しくは第五号の二に掲げる者については、前条第一項に掲げる医師の診断書

第四条の二第一項第五号中「第一条の二第一号」を「第二条第一号」に、「別記様式第六号」を「別記様式第十四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「前号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 法第四条第一項第二号から第十号までの規定により許可を受けようとする者（法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る許可証を提示したものを除く。）については、戸籍抄本及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する

書類)

第四条の二第一項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 前号に掲げる者のうち、猟銃を所持しようとする者については、法第五条の二第二項第二号又は第三号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

第四条の二第一項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、法第五条第一項第二号から第十号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

第四条の二第二項中「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条を第十一条とする。

第四条中「、別記様式第四号」を「、別記様式第六号」に、「別記様式第四号の二」を「別記様式第七号」に、「別記様式第四号の三」を「別記様式第八号」に、「別記様式第四号の四」を「別記様式第九号」に、「別記様式第四号の五」を「別記様式第十号」に、「別記様式第四号の六」を「別記様式第十一号」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(申請書に添付する医師の診断書)

第十条 法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項に規定する精神保健指定医

二 前号に掲げる者のほか、法第五条第一項第三号又は第四号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師

2 同時に複数の申請書を提出する場合における前項の診断書については、一をこれらの申請書のいずれか一に添付すれば足りる。

第三条の三を第八条とし、第三条の二を第七条とする。

第三条第一項中「別記様式第二号」を「別記様式第四号」に改め、同条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第五号」に改め、同条第四項中「別記様式第二号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第六条とする。

第二条の二第一項中「別記様式第一号の二」を「別記様式第二号」に改め、同条第二項中「別記様式第一号の三」を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「別記様式第二号」を「別記様式第四号」に、別記様式第一号の二」を「別記様式第二号」に改め、同条を第五条とする。

第二条を第四条とする。

第一条の三中「第十六条の三」を「第百条」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二を第二条とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十一条関係）

						受けようとする許可等 一 法第四号の 一 規定による 銃の所持の許 可	許可等を受けようとする者	申請書に添え、又は提示する書類
ハ 一 法第四号の規定による許可を受けていない者		ロ 一 法第四号の規定による所持の銃の許可を受けていない者		イ 一 法第四号の規定による所持の銃の許可を受けていない者				
(2) 法第五条の二第三項第二号に該当する者	(1) 合格証明書又は講習修了証の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者	(2) 法第五条の二第三項第二号に該当する者	(1) 合格証明書又は講習修了証の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者	(3) 法第五条の二第三項第二号に該当する者	(2) 法第五条の二第三項第一号に該当する者	(1) 合格証明書又は講習修了証の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者		
○	○						申請人の写真 2 枚	
○	○						戸籍抄本及び住民票の写し	
○	○	○	○	○	○	○	講習修了証明書	
	○		○			○	合格証明書又は講習修了証明書	
○		○		○	○		技能講習修了証明書	
		○	○	○	○	○	許可証	
○		○		○			やむを得ない事情を明らかにした書類	
○		○		○			使用実績報告書	
○	○	○	○	○	○	○	経歴書	

二 法第四号の 規定による空 銃の所持の 許可	イ 法第四号第一項第一号の規定による許可を受ける者								
	ロ 法第四号第一項第一号の規定による許可を受 けていない者								
三 法第五号の 規定による技 能検定	イ 法第四号第一項第一号の規定による許可を受 けている者								
	ロ 法第四号第一項第一号の規定による許可を受 けていない者								
四 法第七条の三第一項の規定による許可の更新									
五 法第九号の 規定による射 撃教習を受ける 資格の認定	イ 法第四号第一項第一号の規定による許可を受 けている者								
	ロ 法第四号第一項第一号の規定による許可を受 けていない者								
六 法第九号の 規定による射 撃練習を行う資 格の認定	イ 法第四号第一項第一号の規定による許可を受 けている者								
	ロ 法第四号第一項第一号の規定による許可を受 けていない者								

備考 一 ○印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える（講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書、技能講習修了証明書及び許可証については、提示する）書類を示すものとする。

二 講習修了証明書とは、法第五条の三第二項の講習修了証明書をいう。

三 合格証明書とは、法第五条の四第二項の合格証明書をいい、教習修了証明書とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。

四 技能講習修了証明書とは、法第五条の五第二項の技能講習修了証明書をいう。

五 許可証とは、許可を受けようとする者が現に交付を受けている法第四号第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所

持の許可に係る許可証をいう。

六 やむを得ない事情を明らかにした書類とは、令第十四条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。

七 使用実績報告書は、別記様式第七十七号のとおりとする。

八 経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。

九 外国人にあつては、戸籍抄本及び住民票の写しに代えて、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類を提出するものとする。

十 戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書（以下「戸籍抄本等」という。）については、合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合であつて、既に提出した戸籍抄本等の内容に変更のないときは、当該申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

別表第1の別記様式

(表)

経 歴 書

年 月 日

申請人氏名

㊦

職 歴	期 間	勤 務 先 ・ 職 務 内 容
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
住 所 歴	期 間	住 所
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	

(裏)

猟銃等所持歴	期 間	銃 種	処 理 結 果
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
犯 歴	年 月 日	犯 歴 の 内 容	
銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病気、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。			有・無

- 備考
- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
 - 3 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
 - 4 住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
 - 5 猟銃等所持歴欄には、許可に係る猟銃又は空気銃について記載すること。
 - 6 猟銃等所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種欄には、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃の別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
 - 7 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
 - 8 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別表第二中「(第十七条の三関係)」を「(第百四条関係)」に改める。

別記様式第一号中「(第2条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式の備考6中「第2条第2項」を「第4条第2項」に改める。

別記様式第二十二号中「第22号(第26条関係)」を「第90号(第116条関係)」に改め、同様式を別記様式第九十号とする。

別記様式第二十一号中「第21号(第25条関係)」を「第89号(第114条関係)」に改め、同様式を別記様式第八十九号とする。

別記様式第二十号中「第20号(第24条関係)」を「第88号(第113条関係)」に、「第24条」を「第113条」に改め、同様式を別記様式第八十八号とする。

別記様式第十九号中「第19号(第23条関係)」を「第87号(第112条関係)」に改め、同様式を別記様式第八十七号とする。

別記様式第十八号中「第18号(第23条関係)」を「第86号(第112条関係)」に改め、同様式を別記様式第八十六号とする。

別記様式第十七号中「第17号（第22条関係）」を「第85号（第111条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十五号とする。

別記様式第十六号中「第16号（第18条関係）」を「第84号（第106条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十四号とする。

別記様式第十五号中「第15号（第18条関係）」を「第83号（第106条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十三号とする。

別記様式第十四号の五中「第14号の5（第17条の3関係）」を「第82号（第104条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十二号とする。

別記様式第十四号の四中「第14号の4（第17条の2関係）」を「第81号（第103条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十一号とする。

別記様式第十四号の三中「第14号の3（第16条の4関係）」を「第80号（第101条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十号とする。

別記様式第十四号の二の三中「第14号の2の3（第16条の2の3関係）」を「第79号（第97条関係）」

に改め、同様式を別記様式第七十九号とする。

別記様式第十四号の二の二中「第14号の2の2（第16条の2の2関係）」を「第78号（第96条関係）」に、「又は」を「併し又は」に改め、「許可」の次に「又は年少者轉機密の隠匿」を加え、同様式を別記様式第七十八号とする。

別記様式第十四号の二中「第14号の2（第16条の2関係）」を「第77号（第95条関係）」に改め、同様式を別記様式第七十七号とする。

別記様式第十四号中「第14号（第16条関係）」を「第76号（第94条関係）」に改め、同様式を別記様式第七十六号とする。

別記様式第十三号中「第13号（第15条関係）」を「第75号（第92条関係）」とし、「散弾銃」を「ライフル銃以外の銃」に改め、同様式を別記様式第七十五号とする。

別記様式第十二号の二十一中「第12号の21（第14条関係）」を「第74号（第91条関係）」に改め、同様式を別記様式第七十四号とする。

別記様式第十二号の二十中「第12号の20（第14条関係）」を「第73号（第91条関係）」に改め、同様式

を別記様式第七十三号とする。

別記様式第十二号の十九の八中「~~第12号~~の19の8（~~第11条~~の34~~関係~~）」を「第65号（第74条~~関係~~）」に改め、同様式を別記様式第六十五号とし、同様式の次に次の七様式を加える。

第66号（第75条関係）

（表）

※整理番号	
※受理年月日	
※認定証番号	

年少射撃資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

㊦

申請人	本籍			
	住所			
	電話番号			
	職業			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日（ 歳）		
関係証明書等	交付年月日	番号	交付者	
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証				
現に交付を受けている年少射撃資格認定証				
年少射撃資格講習修了証明書				
所持しようとする銃砲の種類	空気銃 ・ 空気けん銃			

(裏)

申請人を監督することとなる法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員	本籍			
	住所			
	電話番号			
	職業			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
備考				

- 備考
- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。添付書類を省略したときは、「(省略した添付書類名)は、 年 月に提出したものと内容に変更ありません。」と記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

21 セ ン チ メ ー ト ル	<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に空気銃を携帯する場合には、必ずこの年少射撃資格認定証を携帯しなければならない。2 空気銃は、指定射撃場において、認定に係る射撃指導員の指導の下に認定に係る用途に供する場合でなければ所持してはならない。3 年少射撃資格認定証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。4 年少射撃資格認定が失効し、又は取り消された場合には、速やかに年少射撃資格認定証を返納しなければならない。
	-----折-----り-----目-----
	-----折-----り-----目-----
	<p>第 号</p> <p>交 付 年 月 日</p> <p>年少射撃資格認定証</p> <p>公安委員会 印</p>
	11センチメートル

(裏)

記載事項の変更欄			
	届出年月日	変更事項	公安委員会印

----- 目 -----

射撃指導員の氏名	
銃砲の種類	空気銃 ・ 空気けん銃
生年月日	
氏名	
住所	
本籍	

----- 目 -----

写真	押出し
	スタンプ

第68号（第79条関係）

※整理番号	
※受理年月日	
※書換年月日	

年少射撃資格認定証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定により、年少射撃資格認定証の書換えを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人

住 所

電話番号

氏 名

㊟

年少射撃資格 認定証番号			
変 更 事 項	区 分	旧	新
	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
備 考			

- 備考
- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第69号（第80条関係）

※整理番号	
※受理年月日	
※再交付年月日	

年少射撃資格認定証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定により、年少射撃資格認定証の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

㊟

申請人	本籍	
	住所	
	電話番号	
	職業	
	氏名	
	生年月日	
格年少認定証射撃資格	番号	
	交付年月日	
	公安委員会名	
申請の理由		

- 備考
- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第70号（第81条関係）

※整理番号	
※受理年月日	
※証明書番号	

年少射撃資格講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

申込人氏名

㊞

申 込 人	本 籍			
	住 所			
	電 話 番 号			
	職 業			
	氏 名		性別	男・女
	生 年 月 日	年	月	日
受講希望年月日		年	月	日
受講希望場所				
予 定	※受講年月日	年	月	日
	※受講場所			
実 施	※受講年月日	年	月	日
	※受講場所			
	※考查の結果	合・否		
備 考				撮影 年 月 日

写 真
はり付け欄

- 備考
- 1 申込人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第71号（第82条関係）

第 号

交付 年 月 日

年少射撃資格講習修了証明書

本 籍

氏 名

（男・女）

年 月 日生

1 受講年月日

2 受講場所

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の講習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。

公安委員会 印

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第72号（第83条関係）

※整理番号	
※受理年月日	
※再交付(書換) 年 月 日	

年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書
年少射撃資格講習修了証明書の を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

㊟

申 請 人	本 籍			
	住 所			
	電 話 番 号			
	職 業			
	氏 名		性別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日		
証 明 書	番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		
	受 講 場 所			
	公 安 委 員 会 名			
申 請 の 理 由				
書 換 え		再 交 付		
種別	旧	新	(亡失・盗難又は滅失の状況)	
本籍				
氏名				

- 備考
- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十二号の十九の七中「第12号の19の7（第11条の33関係）」を「第64号（第73条関係）」に改め、同様式を別記様式第六十四号とする。

別記様式第十二号の十九の六中「第12号の19の6（第11条の30関係）」を「第63号（第70条関係）」に改め、同様式を別記様式第六十三号とする。

別記様式第十二号の十九の五中「第12号の19の5（第11条の29関係）」を「第62号（第69条関係）」に改め、同様式を別記様式第六十二号とする。

別記様式第十二号の十九の四中「第12号の19の4（第11条の27関係）」を「第61号（第67条関係）」に改め、同様式を別記様式第六十一号とする。

別記様式第十二号の十九の三中「第12号の19の3（第11条の26関係）」を「第60号（第66条関係）」に改め、同様式を別記様式第六十号とする。

別記様式第十二号の十九の二中「第12号の19の2（第11条の25関係）」を「第59号（第65条関係）」に改め、同様式を別記様式第五十九号とする。

別記様式第十二号の十九中「第12号の19（第11条の24関係）」を「第58号（第64条関係）」に改め、同

様式を別記様式第五十八号とする。

別記様式第十二号の十八中「第12号の18（第11条の22関係）」を「第57号（第62条関係）」に改め、同様式を別記様式第五十七号とする。

別記様式第十二号の十七中「第12号の17（第11条の21関係）」を「第56号（第61条関係）」に改め、同様式を別記様式第五十六号とする。

別記様式第十二号の十六中「第12号の16（第11条の20関係）」を「第55号（第59条関係）」に改め、同様式を別記様式第五十五号とする。

別記様式第十二号の十五中「第12号の15（第11条の19関係）」を「第54号（第58条関係）」とし、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式の備考6中「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式を別記様式第五十四号とする。

別記様式第十二号の十四中「第12号の14（第11条の19関係）」を「第53号（第58条関係）」とし、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式の備考6中「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式を別記様式第五十三号とする。

別記様式第十二号の十三中「第12号の13（第11条の18関係）」を「第52号（第57条関係）」に改め、同様式を別記様式第五十二号とする。

別記様式第十二号の十二の二中「第12号の12の2（第11条の17の2関係）」を「第51号（第56条関係）」に改め、同様式を別記様式第五十一号とする。

別記様式第十二号の十二中「第12号の12（第11条の17関係）」を「第50号（第55条関係）」に改め、同様式を別記様式第五十号とする。

別記様式第十二号の十一中「第12号の11（第11条の16関係）」を「第49号（第54条関係）」とし、「第11条の16」を「第54条」に改め、同様式を別記様式第四十九号とする。

別記様式第十二号の十中「第12号の10（第11条の15関係）」を「第48号（第53条関係）」に改め、同様式を別記様式第四十八号とする。

別記様式第十二号の九中「第12号の9（第11条の14関係）」を「第47号（第52条関係）」に改め、同様式を別記様式第四十七号とする。

別記様式第十二号の八中「第12号の8（第11条の13関係）」を「第46号（第51条関係）」に改め、同様

式を別記様式第四十六号とする。

別記様式第十二号の七中「第12号の7（第11条の12関係）」を「第45号（第50条関係）」に改め、同様式を別記様式第四十五号とする。

別記様式第十二号の六中「第12号の6（第11条の9関係）」を「第44号（第46条関係）」に改め、同様式を別記様式第四十四号とする。

別記様式第十二号の五中「第12号の5（第11条の8関係）」を「第43号（第45条関係）」に改め、同様式を別記様式第四十三号とする。

別記様式第十二号の四中「第12号の4（第11条の7関係）」を「第42号（第44条関係）」とし、「散弾銃」を「ライフル銃以外の銃」に改め、同様式を別記様式第四十二号とする。

別記様式第十二号の三の四中「第12号の3の4（第11条の5の4、第16条の2の4、第19条関係）」を「第41号（第41条、第98条、第107条関係）」に改め、同様式を別記様式第四十一号とする。

別記様式第十二号の三の三中「第12号の3の3（第11条の5の3関係）」を「第40号（第40条関係）」に改め、同様式を別記様式第四十号とする。

別記様式第十二号の三の二中「第12号の3の2（第11条の5の2関係）」を「第39号（第39条関係）」に、「第11条第6項及び第7項」を「第11条第7項及び第8項」に改め、同様式を別記様式第三十九号とする。

別記様式第十二号の三中「第12号の3（第11条の5関係）」を「第38号（第38条関係）」に、「許可申請書の抹消」を「許可事項抹消申請書」に、「抹消を」を「抹消を」に、「抹消」を「抹消」に改め、同様式を別記様式第三十八号とする。

別記様式第十二号の二中「第12号の2（第11条の4関係）」を「第37号（第37条関係）」に改め、同様の備考3中「（イ）」の次に「又は法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項」を加え、同様式を別記様式第三十七号とする。

別記様式第十二号中「第12号（第11条関係）」を「第36号（第34条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十六号とする。

別記様式第十一号中「第11号（第10条関係）」を「第35号（第33条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十五号とする。

別記様式第十号の四中「第10号の4（第8条関係）」を「第34号（第31条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十四号とする。

別記様式第十号の三中「第10号の3（第8条関係）」を「第33号（第31条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十三号とする。

別記様式第十号の二中「第10号の2（第8条関係）」を「第32号（第31条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十二号とする。

別記様式第十号中「第10号（第8条関係）」を「第31号（第31条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十一号とする。

別記様式第九号中「第9号（第8条関係）」を「第30号（第31条関係）」に改め、同様式を別記様式第三十号とする。

別記様式第八号中「第8号（第7条関係）」を「第29号（第30条関係）」に、²⁴「第6条第2項」を「第24条第2項」に改め、同様式を別記様式第二十九号とする。

別記様式第七号の八中「第7号の8（第6条の9関係）」を「第24号（第25条関係）」に改め、同様式

を別記様式第二十四号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

第25号（第26条関係）

※整理番号	
※受理年月日	
※修了証明書番	

技能講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項に規定する講習の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会殿

申込人氏名

㊦

申込人	本籍			
	住所			
	電話番号			
	職業			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日	年 月 日	(歳)
現に交付を 受ける 猟銃所持 許可証	交付年月日	年 月 日		
	番号			
	交付者			
受講希望年月日				
受講希望場所				
受講に係る銃砲		種類		
		型式		
		公称口径(番) 径 (実測口径)	(ミリメートル インチ 番 ミリメートル)
		特徴		
指定	※通知書番号			
	※通知書交付年月日			
	※受講指定年月日			
実施	※受講年月日			
	※受講場所			
	※考査の結果	合・否		
備考				

写 真

はり付け欄

撮影 年 月 日

- 備考
- 1 申込人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第26号（第27条関係）

第 号

技 能 講 習 通 知 書

年 月 日

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第21条第1項の規定により、下記のとおり通知する。

記

受 講 者	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日
受 講 日 時			
受 講 場 所			
受 講 銃 砲	種 類		
	型 式		
	公称口(番) 径 (実測口径)	(ミリメートル インチ 番 ミリメートル)
	特 徴		写 真 押し出しスタン プ
	適 合 実 包		
携 行 品	(1) 受講銃砲 (2) 適合実包 () 個 (3) 猟銃用火薬類等譲受許可証		

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号

交付 年 月 日

技 能 講 習 修 了 証 明 書

本 籍

氏 名

（男・女）

年 月 日生

1 受講年月日

2 受講場所

3 受講銃種

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の講習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。

公安委員会 印

注意事項

許可又は許可の更新の申請に際し、本証明書を提示できる期間は、交付を受けた日から起算して3年を経過しない期間である。

- 備考
- 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第28号（第29条関係）

※整理番号	
※受理年月日	
※再交付(書換) 年 月 日	

技能講習修了証明書再交付等申請書
技能講習修了証明書の を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

㊟

申 請 人	本 籍			
	住 所			
	電 話 番 号			
	職 業			
	氏 名		性別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日		
証 明 書	番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		
	受 講 場 所			
	公 安 委 員 会 名			
申 請 の 理 由				
書 換 え			再 交 付	
種別	旧	新	(亡失・盗難又は滅失の状況)	
本籍				
氏名				

- 備考
- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第七号の二中「第7号の2（第6条の2関係）」を「第17号（第18条関係）」に改め、同様式を別記様式第十七号とする。

別記様式第七号中「第7号（第6条の2関係）」を「第16号（第18条関係）」とし、「第4条の3第2項」を「第4条の4第2項」に改め、同様式を別記様式第十六号とする。

別記様式第六号の二中「第6号の2（第5条関係）」を「第15号（第12条関係）」に改め、同様式を別記様式第十五号とする。

別記様式第六号中「第6号（第4条関係）」を「第14号（第11条関係）」に改め、同様式を別記様式第十四号とする。

別記様式第五号の二中「第5号の2（第4条の2関係）」を「第13号（第11条関係）」に改め、同様式を別記様式第十三号とする。

別記様式第五号中「第5号（第4条の2、第6条関係）」を「第12号（第11条、第17条関係）」に改め、同様式の備考1中「別記様式第4号及び第4号の2」を「別記様式第6号及び第7号」に改め、同様式を別記様式第十二号とする。

別記様式第四号の六中「第4号の6（第4条関係）」を「第11号（第9条関係）」に、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式を別記様式第十一号とする。

別記様式第四号の五中「第4号の5（第4条関係）」を「第10号（第9条関係）」に、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、「同様式の備考4中「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式を別記様式第十号とする。

別記様式第四号の四中「第4号の4（第4条関係）」を「第9号（第9条関係）」に

「ライフル

銃	散弾銃	空気銃	
			「
			ライフル銃
			空気銃
			「
			ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃
			空気銃
			」

改め、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第四号の三中「第4号の3（第4条関係）」を「第8号（第9条関係）」に、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、「同様式の備考4中「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第四号の二中「第4号の2（第4条関係）」を「第7号（第9条関係）」に改め、同様式の備考6中「、剣及びなぎなたにあつては切先とむねまちとを結ぶ直線の長さ」を「及びなぎなたにあつては切先とむねまちとを結ぶ直線の長さ、剣にあつては切先と二箇所のはまちを結ぶ直線との最短距離」に改め、同様式の備考7中「うえに」を「上に」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第四号を次のように改める。

第6号（第9条関係）

（表）

※整理番号	
※受理年月日	
※許可証番号	
※許可番号	

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

㊟

申請人	本籍			
	住所			
	電話番号			
	職業			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日（ 歳）		
関係証明書等	交付年月日	番号	交付者	
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証				
講習修了証明書				
技能検定合格証明書				
技能講習修了証明書				
教習修了証明書				

(裏)

銃	種類		銃番号		
	型式		銃の全長	センチメートル	
	商品名等		銃身長	センチメートル	
	公称口(番)径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び 充てん可能弾数		
	(実測口径)	(ミリメートル)	適合実(空)包		
特徴		替え銃身			
用途	法第4条第1項に規定する用途	第1号	<input type="checkbox"/> 狩猟	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣 駆除	<input type="checkbox"/> 標的射撃
		第2号	<input type="checkbox"/> 人命救助	<input type="checkbox"/> 動物麻酔	<input type="checkbox"/> と殺
			<input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> その他の産業の用途
		<input type="checkbox"/> 第3号	<input type="checkbox"/> 第4号	<input type="checkbox"/> 第5号	()
		<input type="checkbox"/> 第5号の2	<input type="checkbox"/> 第8号	<input type="checkbox"/> 第9号	<input type="checkbox"/> 第10号
		<input type="checkbox"/> 法第6条第1項に規定する用途			
所持しようとする銃砲の現所有者の住所、電話番号及び氏名					
備考					

- 備考
- 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
 - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、職業欄にはその者の当該事業場における職務上の地位、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
 - 4 申請時において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
 - 5 銃砲の種類欄には、けん銃、空気けん銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、鉦さい破碎銃等の別を記載すること。
 - 6 型式欄には、けん銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装てん式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気けん銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式等の別を記載すること。
 - 7 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
 - 8 公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
 - 9 特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
 - 10 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
 - 11 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
 - 12 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気けん銃及び空気銃にあつては、弾丸装てん孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものに

あつては、弾倉の部分の長さを除く。)を記載すること。

なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。

- 13 弾倉型式及び充てん可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
- 14 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
- 15 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を8及び12により記載すること。
- 16 用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
- 17 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。添付書類を省略したときは、「(省略した添付書類名)は、 年 月に提出したものと内容に変更ありません。」と記載すること。
- 18 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第四号を別記様式第六号とする。

別記様式第三号中「第3号(第3条関係)」を「第5号(第6条関係)」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第二号中「第2号(第3条関係)」を「第4号(第6条関係)」に改め、同様式の備考4中「第3号(第3号)」を「第6号(第3号)」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第一号の三中「第1号の3(第2条の2関係)」を「第3号(第5条関係)」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第一号の二中「第1号の2(第2条の2関係)」を「第2号(第5条関係)」に改め、同様式の備考4中「すべに」を「既に」に改め、同様式の備考6中「第2条の2第3号」を「第5号(第3号)」に改め、「第3号(第3号)」を「第6号(第3号)」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

(指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部改正)

第二条 指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和三十七年総理府令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第六条の二第一号中「第五条の二第二項第二号」を「第五条の二第二項第二号若しくは第三号」に改める。

(猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部改正)

第三条 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和四十一年総理府令第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の備考3中「~~銃~~、~~銃~~」を「~~銃~~及び~~銃~~」に、「~~銃~~」を「ライフル銃以外の~~銃~~」に改める。

別記様式第二号の備考3中「~~銃~~」を「ライフル銃以外の~~銃~~」に改め、同様式の備考5中「~~銃~~」を「~~銃~~」に改め、同様式の備考7中「~~銃~~」の前に「この」を加える。

別記様式第七号の備考3中「~~銃~~、~~銃~~」を「~~銃~~及び~~銃~~」に、「~~銃~~」を「ライフル銃以外の~~銃~~」に改め、同様式の備考4中「(登録証)」を「又は銃の登録証」に、「輸入の目的」を「輸入目的」に改める。

別記様式第九号の備考3中「~~銃~~、~~銃~~」を「~~銃~~及び~~銃~~」に、「~~銃~~」を「ライフル銃

以外の猟銃」に改める。

別記様式第十号の備考3中「~~銃~~、~~銃~~の~~銃~~」を「~~銃~~及び~~銃~~」に、「~~銃~~」を「~~銃~~」以外の~~銃~~」に改め、同様式の備考4中「~~銃~~」を「~~銃~~」に改め、同様式の備考5中「~~銃~~」を「~~銃~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月四日。以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から起算して二月を経過する日までの間に有効期間が満了する猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るこの府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「新府令」という。）第十六条及び第三十五条の規定の適用については、これらの規定中「一月」とあるのは、「十五日」とする。

3 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者につ

いての新府令第七十六条第一項及び第三項の規定の適用については、施行日から起算して一月を経過する日までの間は、第七十六条第一項第六号中「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員」とあるのは「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員又は同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第五号の二の規定による許可を受けようとして法第四条の二第一項の規定による許可申請書を提出しているもの」と、第七十六条第三項第三号中「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可」とあるのは「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可又は同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第五号の二の規定による許可を受けようとして法第四条の二第一項の規定による許可申請書を提出しているもの」の当該同項第一号の規定による許可」とする。この場合において、別記様式第六十六号中「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員」とあるのは「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員又は同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第五号の二の規定による許可を受けようとして法第四条の二第一項の規定による許可申請書を提出しているもの」とする。

4 新府令第九十九条第一号ロ及び第二号ロの規定は、施行日以後に貨物自動車運送事業者が譲渡人又は貸付人の依頼を受けて銃砲又は刀剣類の受取を行った場合について適用する。

5 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、新府令及び改正後の猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。